

県南広域振興局長告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成21年2月13日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1(1) 工区に含まれる地域の名称 2工区 北上市里分7地割1番3の一部、5番の一部、6番の一部、7番の一部、8番2、9番2、10番2、11番、21番、22番、23番、24番1、24番2、25番、26番、27番、28番の一部、29番の一部、30番の一部、31番の一部、32番の一部、33番の一部、34番の一部、35番1、35番2の一部、36番1、36番2、36番3、37番、38番、39番、40番の一部、41番の一部、43番、44番、45番、46番、47番、59番、60番の一部、62番、65番1、65番2、65番3、65番4、65番5、65番8、71番、72番、73番、74番の一部、75番2の一部、94番2の一部、94番3の一部、105番1の一部、106番1の一部、107番1、108番の一部、109番の一部及び110番の一部、8地割166番の一部、167番の一部及び168番2の一部並びにこれらの区域に介在する道路及び認定外水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市大曲町2番24号 株式会社中央開発
- 2(1) 開発区域に含まれる地域の名称 花巻市空港南二丁目6番、7番1、7番2、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番1、24番2、25番、26番、27番、28番、29番、30番及び31番並びに上似内第8地割55番2及び66番2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 花巻市花城町9番30号 花巻市